

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 3 号
2 0 1 7 年 7 月 1 4 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 大山 隆幸殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「さくら548号（S-17編成）」の異音感知に関する申し入れ

7月11日、11時58分頃、鹿児島中央発新大阪行き「さくら548号（N700系・8両編成、S-17編成）」が、新山口駅～徳山駅間走行中、異音を感知したため、運転士が緊急停止させ車両の点検を行った。マスコミによると「車両を点検したところ異常がなかった」ため、約30分後の12時27分に運転を再開した。

東海会社においては、交番検査を周期延伸し、全般・台車検査の検査周期延伸の提案を行っている。更には仕業検査の検査体制見直し等、安全を脅かす効率化を次々に行っている。効率化は、要員削減の問題だけでなく新幹線の車両や設備にも影響を与えていると考えられる。

今回の事故は、山陽新幹線内で起きた事故とはいえ東海道新幹線でも起こりうる事象であり、新幹線の乗客・乗務員の安全を守るためには事故の原因究明が必要であると考え。よって、以下の通り申し入れるので早急に協議の場を設定すること。

記

1. 7月11日のさくら548号の「異音感知」の詳細、原因を明らかにすること。
2. さくら548号の編成の検査履歴を明らかにすること。
3. 「異音感知」のために床下点検を行ったのは車掌か運転士か明らかにすること。
4. 床下点検を実施している間の当該の列車の安全確保、乗客の案内と安全確保はどのように実施したのか。明らかにすること。
5. 床下点検の検査結果と走行可能の判断を行った理由を明らかにすること。
6. さくら548号の編成は、後日、鳥飼車両基地にて検査・修繕を行った。検査の結果と修繕した箇所を明らかにすること。
7. 検査・検修作業を担当した社員には、あらかじめ「異音感知」の詳細、点検箇所の説明は行ったのか明らかにすること。
8. 車両だけでなく設備、線路の点検は行ったのか明らかにすること。仮に点検を行ったならばその結果を明らかにすること。
9. 車両故障の詳細、原因は早急に社員へ明らかにすること。

以上